

令和6年度 全国安全週間を迎えて

ご挨拶

公益社団法人
東京労働基準協会連合会
会長 十河 英史



会員の皆様には、日頃より当連合会の業務運営につきまして一方ならぬご支援ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

第14次東京労働局労働災害防止計画の取組初年度にあたる令和5年、東京都内においては46の方が労働災害により亡くなられ、休業4日以上之死傷者数は3年連続で1万人を超え、11,394人を数えています。同計画2年目にあたる令和6年は死亡災害の更なる減少と死傷災害を減少に転じさせるよう、労使一丸となった取組が求められます。

言うまでもありませんが、法令を遵守するだけで労働災害を減少させることは困難であり、各事業場において危険有害箇所の洗い出しから始まるリスクアセスメントを実施していただく必要があります。安全対策をスタッフ任せにすることなく、管理者と所属労働者全員が危険感受性を高め、作業の流れを

理解したうえでリスクアセスメントに参加することにより、優先順位を付しながら職場の改善に取り組む必要があります。パートタイム労働者、高齢者、外国人労働者など、性別を問わず、さまざまな立場、働き方の人間が関わることにより、より多くの視点から危険の芽を摘むことができるようになると思われれます。経済状況の如何を問わず、就労環境の安全に対する取組を緩めることがあってはなりません。労働災害が発生すればご本人やご家族にとって不幸だけでなく、企業にとっても労働力の喪失となります。人手不足の今、労働災害をなくすことは事業活動の安定的な継続にとっても不可欠です。

会員の皆様におかれましても、全国安全週間の機会を利用して自社の就労環境を見つめなおしていただければと存じます。そのときに、経営者のリーダーシップはやはり大切です。企業規模の大小を問わず、トップが方針を表明し、皆で共有することが各職場の安全文化を高めていくことにつながるでしょう。職場の安全に対する部下の貢献を上司が評価することも従業員のモチベーションを向上させるのに役立つでしょう。経営者、管理者の皆様は従業員全員の参加により、職場の安全が昨年よりも今年、今

- ◆ 令和6年度全国安全週間を迎えて 1
- ◆ 「私の安全衛生宣言」募集! 3
- ◆ STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン実施中
7月は重点取組期間です 7
- ◆ 東京労働局管内の職場における熱中症による
死傷災害(休業4日以上)の発生状況 8
- ◆ 東京労働局需給調整事業部が行うR6年度セミナー ... 11
- ◆ 中小企業無災害記録証授与制度 17

発行所/公益社団法人 東京労働基準協会連合会 発行人/上島卓司

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 TEL / 03-6380-8305(代) FAX / 03-6380-8405 <https://www.toukiren.or.jp>

年よりも来年と、正のスパイラルとなるようご尽力
いただきたいと思います。

令和6年度、第97回全国安全週間は、「**危険に気づくあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全**」をスローガンに展開されます。
このスローガンにはただ今述べてきたような意味が込められているものと思われます。

当連合会といたしましては、さまざまな課題を念頭に、東京労働局と連携して開催する「第20回 東

京産業安全衛生大会 Safe Work TOKYO 2024」をはじめ、労働災害防止活動や労働者の健康確保対策の普及促進に積極的に取り組む所存でございます。

結びに、安全・安心、快適な職場環境の確保による各企業の益々のご発展と、働く人々の安全、そして第14次東京労働局労働災害防止計画の2年目となる今年こそ、死傷災害が減少に転じることを祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

第97回 全国安全週間を 迎えて

東京労働局長
美濃 芳郎



公益社団法人東京労働基準協会連合会及び会員の皆様方におかれましては、平素より労働行政に対し、格別の御理解と御協力をいただいております、厚く御礼申し上げます。

令和6年度の全国安全週間は、「**危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全**」のスローガンの下、7月1日から7日までの間、実施いたします。

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施して以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく、今年で97回目を迎えます。

この間、事業場では、労使協調の下、労働災害防止対策が展開されてまいりました。この努力により労働災害は長期的には減少してきましたが、近年、就業人口の高齢化による高年齢労働者の労働災害や、転倒や腰痛といった、労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加していることから、労働災害全体の件数が再び増加に転じている状況であります。

こうした状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、昨年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進する不断の努力が必要です。引き続き労使一丸となった

取組が求められているとの観点から、今年度のスローガンが決定されました。

東京都内の労働災害による死亡者数を見ますと、令和5年において46人の方の尊い命が失われています。また、令和5年の休業4日以上死傷者数は11,394人で、前年と比べ592人増加し、3年連続で1万人を超える状況となっております(死亡者数及び死傷者数は、いずれも新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害を除いたもの)。

死亡災害は建設業が全体の約4割を占め、死傷者数は第三次産業で増加傾向にあります。また、高齢者の労働災害が年々増加しており、事故の型別では、最も多い「転倒」やそれに次ぐ「動作の反動・無理な動作」の増加を看過することができない状況です。

昨年度から第14次東京労働局労働災害防止計画がスタートし、今年度は計画の2年度目となります。東京労働局の基本目標は、死亡災害、死傷災害ともに2022年と比較して2027年までに5%以上減少させることです。

これら目標を達成するべく、東京局においては、
①本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大
②都市開発プロジェクトに関連した安全衛生対策
③「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進の3つの基本的な考え方を踏まえ、取組を推進してまいります。

貴会並びに会員の皆様におかれましては、この全国安全週間を契機として、労働災害防止の重要性を改めて御認識いただき、誰もが安心して働くことができる社会の実現に向けて、安全活動に取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2024
第14次東京労働局労働災害防止計画推進中

「私の安全衛生宣言」募集！

あなたが発信している安全衛生宣言を教えてください!!

東京労働局 労働基準部 安全課

東京労働局では、官民一体となった労働災害防止等の取組を推進しています。この取組の一環として、「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2024」を開催し、職場における労働者自身の安全衛生宣言を広く募集します。多数のご応募をお待ちしております。

募集期間 2024年7月1日(月)～10月7日(月)

応募資格 都内の事業場で働いている方

発表 入選された方に直接連絡

表彰式 2024年12月頃(予定)

主催 東京労働局、(公社)東京労働基準協会連合会

安全衛生宣言作成のヒントは次ページをご参照ください。

※応募様式は6ページをご覧ください。



昨年度(私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2023)の受賞作品

優秀作品賞

- 安全部門** • いつもの職場に小さな異変 気づいた今が事故防止
• 先を読め! このまま放置どうなるか
- 労働衛生部門** • まずは睡眠、食事、適度な運動 3点セットで健康管理
• 「休暇」、「給水」、「休憩」 サンキユウの心を大切に

奨励賞

- 安全部門** • シェアしよう 不安に感じたその作業 会話がつくる安全意識
- 労働衛生部門** • 心と体、両方揃ってこそ本当の健康! 職員のメンタルヘルスケアも心掛けます!

私の安全衛生宣言 応募のヒント!

①まずは、皆様方が働かれている場所で、どんな労働災害があり得るのかをチェック!

〈自分又は周りの状況から考える〉

普段の仕事の中で怪我をする可能性はないか、ヒヤリとした場面やハッとした場面がなかったかを考えてみましょう。同僚や上司と「どんな危険が潜んでいるか」を話し合ってみることも宣言を考える上で有効です。



〈統計資料や事例から考える〉

厚生労働省や東京労働局等が公表している統計資料や災害事例から考えることも有効です。ぜひご利用ください!

- 労働災害に関する資料(業種別・災害の種類別等関連リーフレット)
- 労働災害統計、死亡災害事例(東京労働局)
- 職場のあんぜんサイト(厚生労働省)

②「私は、こうする(している)!」という安全衛生宣言をしましょう!

普段、自分自身が仕事を行う上で、労働災害防止や健康確保の観点から心掛けていることを宣言することも良いでしょう。

応募の際のヒント!!

※優秀作品は、

- その内容が、自分自身のみならず周囲の労働者の安全衛生意識の高揚に効果的と考えられる作品であって、
- 労働災害防止、健康確保対策の現状課題に対応した内容であり、
- 適度に短く(長い標語のようなものではなく)、具体的内容でわかりやすく、覚えやすいことなどの条件を勘案して選考します。

Q&A

Q：安全衛生宣言は、自分が所属している会社の安全衛生基本方針に沿ったものを作らなければならないのですか？

A：安全衛生基本方針は事業場のトップが自らの安全衛生に対する姿勢を明確にして表明したものです。一方、安全衛生宣言コンクールは労働者自身が日々の作業において、安全衛生について心掛けていることや周囲に発信していることを募集するものであり、必ずしも事業場の安全衛生基本方針に沿っていなくても構いません。

Q：非正規労働者でも応募はできますか？

A：パート、アルバイト、契約社員、派遣労働者など労働者の属性を問わず、応募できます。ぜひ、職場における安全衛生意識の高揚につながる安全衛生宣言を応募してください。

Q：高齢者の労働災害防止対策にはどのようなものがありますか？

A：高齢者は一般に、加齢に伴い心身機能が低下し、脚力の衰え、バランス能力や歩行能力が低下し、転倒や墜落・転落の災害が増加する傾向があります。労働者自身の心掛けや事業場が実施する高齢労働者に配慮した職場環境改善に呼応した行動規範などを考えると良いと思います。厚生労働省が令和2年3月に策定した「エイジフレンドリーガイドライン(高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)」を参考にしてください。

③応募区分にチェック！

必ず応募を希望する部門の□にチェックを入れてください。

④お名前、連絡先などをお忘れなく！

氏名、連絡先、所属事業場(※「〇〇株式会社〇〇支店」などのように、支店名や店舗名までご記入ください。)を忘れずにご記入ください。

連絡先は、電話番号又はメールアドレスをご記入ください(優秀作品に選ばれた場合の連絡先として使用しますので、お間違えのないようお願いいたします)。

⑤内容を確認の上、応募してください！

安全衛生宣言、応募区分、お名前・ご連絡先・所属事業場が誤りなく記入されていることを確認した上で、以下の方法でご応募ください。皆様から多数のご応募をお待ちしています!!

応募先(メールアドレスはお間違えのないようにお願いします)

応募フォーム https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/sengen-2024.html

メール sengen-safeworktokyo2024@toukiren.or.jp



東京労働局
ホームページ



第25回 桃樹のちょこっと用語
「緑十字」
どんな意味？
答えは、この7月号のどこかに。

私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2024

1 応募作品

安全衛生宣言

※応募様式1枚につき1つの作品をご記入ください。複数の作品を記入した場合は無効となります。

宣言の解説(省略可)

安全衛生宣言の意図するもの(就業場所・作業内容・取扱設備等に応じた宣言のイメージなど)についての説明がありましたらご記入ください。

2 応募区分(応募する部門の□にレ点を記入してください。)

安全部門

(墜落・転落災害防止対策、転倒災害防止対策、高齢者災害防止対策など)

労働衛生部門

(腰痛予防対策、熱中症予防対策、感染症防止対策など)

労働災害(事故)防止に対して、どのようなことを心掛けていますか? 応募様式
の書き方は? 応募のヒントは、東京労働局ホームページまで!

(https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/sengen-2024.html)



東京労働局
ホームページ

3 応募者氏名及び連絡先

氏名

連絡先

(自宅・携帯・会社)

(電話番号又はメールアドレスをご記入ください。)

所属事業場

(業種:)

(業種欄は、製造業、建設業、運輸業、小売業、医療業などをご記入ください。)

応募先(メールアドレスはお間違えのないようにお願いします)

応募フォーム https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/sengen-2024.html

メール sengen-safeworktokyo2024@toukiren.or.jp

応募締切り 10月7日(月) ※ご応募は7月1日以降でお願いします。

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン 実施中 7月は重点取組期間です

東京労働局では取組を一層強化しています！（令和6年5月～9月）



東京労働局 労働基準部 健康課

- ①これまでに実施した暑さ指数(WBGT)の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょ。
- ②梅雨明け直後は、急激な暑さ指数の上昇が予想されるため、暑熱順化期間を設け徐々に熱に慣らすとともに、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょ。
- ③喉の渇きに関わらず、水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底しましょ。
- ④各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょ。
- ⑤作業開始前の健康状態の確認を徹底し、必要に応じ巡視頻度を増やしましょ。
- ⑥期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行いましょ。
- ⑦作業中のほか、休憩中の体調変化にも注意し、少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく救急隊を要請しましょ。

暑さ指数(WBGT)の把握

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握しましょ。
- 地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効です。



暑さ指数の実況と予測
(環境省熱中症予防情報サイト)



暑さ指数の
計算方法は
こちら

暑さ指数に応じた対策

- 屋根、冷房設備、ミストシャワー等、暑さ指数を低減するための設備の設置
- 冷房を備えた休憩場所や日陰など涼しい休憩場所の設置
- 透湿性、通気性の良い服装、身体を冷却する機能を持つ服の着用
- 暑さ指数に応じた作業計画に基づく休憩や作業中止
- 暑さに慣らすため7日以上かけて作業時間を調整
- 水分・塩分の定期的な摂取

- プレクーリング(作業開始前や休憩時間にも体温を低減)
- 糖尿病等疾患を持った方への健康診断結果に基づく医師の意見聴取
- 日常の健康管理(朝食の未摂取、寝不足、飲みすぎに注意)
- 作業中の健康状態の確認(管理者はもちろん作業員同士でも)

巡視～暑さ指数を確認し、次の事項を確認しましょ～

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 暑さ指数に応じた作業計画となっているか
- 各作業者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

異常時の措置～少しでも異常を感じたら～

- いったん作業を離れ、休憩する
- 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- 病院へ運ぶまでは一人きりにしない



熱中症予防対策にご活用ください
オンライン講習動画、関係資料を掲載したポータルサイト
「職場における熱中症予防情報」

熱中症の応急手当	前日のチェック	仕事前のチェック
いつもと違うと思ったら、すぐに119番	<input type="checkbox"/> 仕事前日の飲酒は控えめに <input type="checkbox"/> くっすり寝る <input type="checkbox"/> 熱中症警報アラート確認	<input type="checkbox"/> よく眠れたか <input type="checkbox"/> 食事をしたか <input type="checkbox"/> 体調は良いか <input type="checkbox"/> 二日酔いしていないか <input type="checkbox"/> 熱中症警報アラート確認
救急車到着まで 作業着を脱がせ 冷たい水を全身にかけよう	職場中のチェック	
	<input type="checkbox"/> 熱中症警報アラート確認 <input type="checkbox"/> 暑熱作業を避け、早退か休む <input type="checkbox"/> 監督者は現場パトロール <input type="checkbox"/> 水分・塩分の補給 <input type="checkbox"/> ごまめに休憩	

東京労働局管内の職場における 熱中症による死傷災害(休業4日以上)の発生状況

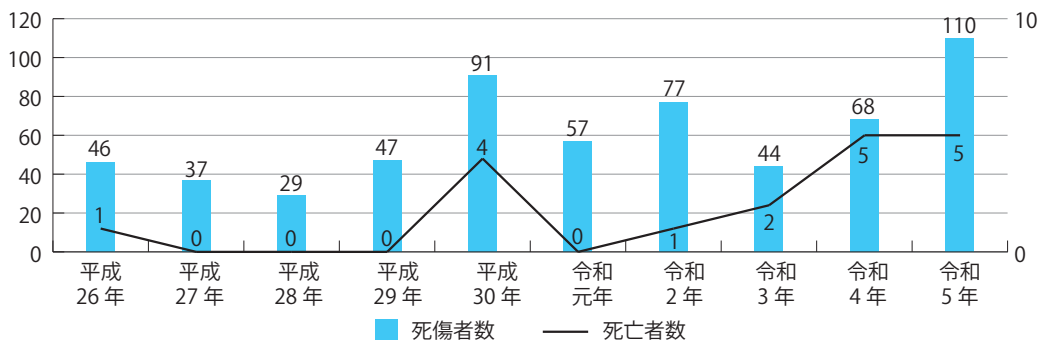
東京労働局 労働基準部 健康課

1 平成26年以降の熱中症による死傷者数の推移(単位:人)

令和5年の熱中症による休業4日以上死傷者数は110人と、令和4年より42人(約62%)増加しました。このうち死亡者数は5人(令和4年同数)でした。

死傷者数としては平成10年の集計開始以降で過去最多であり、全国でも最も多い人数となりました。

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
死傷者数	46	37	29	47	91	57	77	44	68	110
死亡者数	1	0	0	0	4	0	1	2	5	5



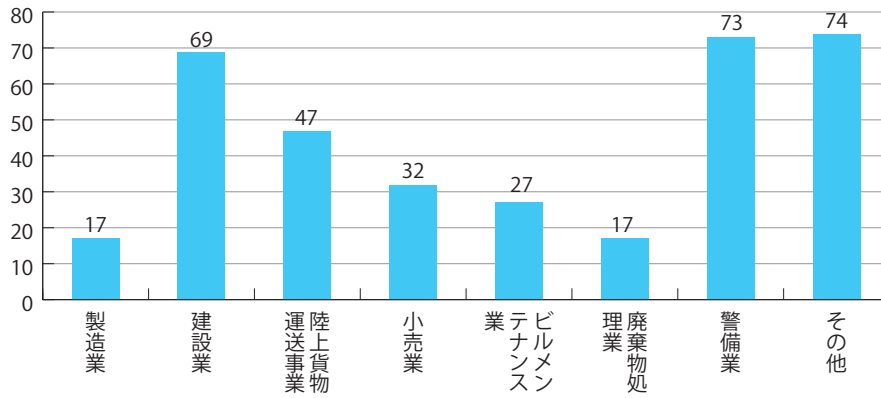
2 平成31年以降の熱中症による死傷者数(単位:人)

(1) 業種別発生状況

平成31年(令和元年)以降の業種別の死傷者数をみると、警備業、次いで建設業で多く発生していた。また、死亡者数については、建設業、次いで警備業で多く発生していた。

	製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	小売業	ビルメンテ ナンス業	廃棄物処 理業	警備業	その他	計
平成31年 (令和元年)	1	13	9	5	6	4	11	8	57
令和2年	7	14(1)	10	9	4	3	13	17	77(1)
令和3年	2	6(1)	5	5(1)	4	2	10	10	44(2)
令和4年	1	12(1)	11	5	8(2)	4	16(2)	11	68(5)
令和5年	6	24(3)	12	8(1)	5	4	23(1)	28	110(5)
計	17	69(6)	47	32(2)	27(2)	17	73(3)	74	356(13)

※()内の数値は死亡者数で内数である

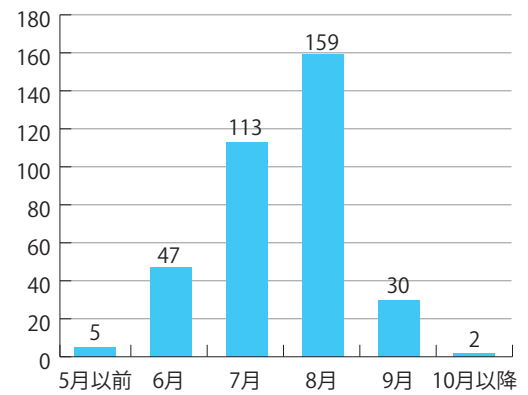


(2) 月別発生状況

平成 31 年以降の月別の死傷者数をみると、全体の 7 割以上が 7 月及び 8 月に発生していた。

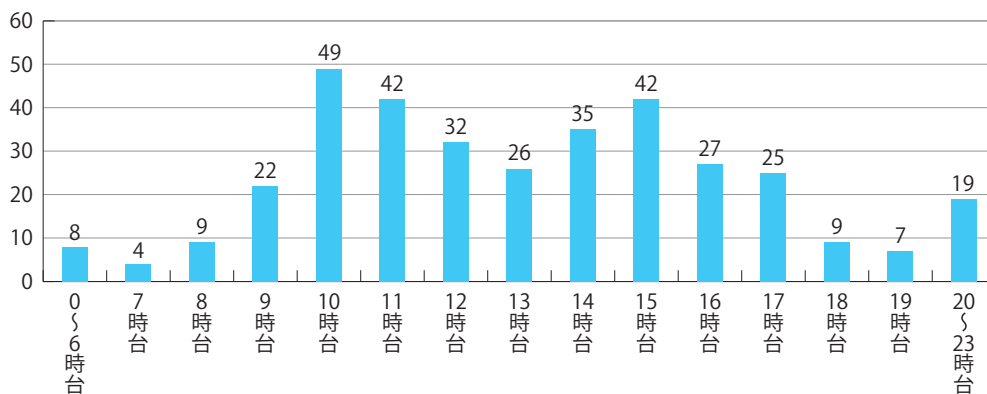
	5月 以前	6月	7月	8月	9月	10月 以降	計
平成 31 年 (令和元年)	0	3	13	31	10	0	57
令和 2 年	0	10	5	53(1)	9	0	77(1)
令和 3 年	1	5	24	14(2)	0	0	44(2)
令和 4 年	1	23(2)	21(1)	21(2)	1	1	68(5)
令和 5 年	3	6(1)	50(2)	40(2)	10	1	110(5)
計	5	47(3)	113(3)	159(7)	30	2	356(13)

※()内の数値は死亡者数で内数である



(3) 時間帯別発生状況

平成 31 年以降の時間帯別の死傷者数をみると、10 時台が最も多く、次いで 11 時台及び 15 時台が多くなっていた。なお、作業終了後に帰宅してから体調が悪化して病院へ搬送されるケースもあります。



	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	計
0から6時台		3		2(1)	3	8(1)
7時台	1	1	1		1	4
8時台		2	2	2	3	9
9時台	2	4	3	2	11	22
10時台	8	14(1)	6	6	15(1)	49(2)
11時台	5	9	4(1)	8	16	42(1)
12時台	2	7	7	4	12	32
13時台	7	4	3	5	7	26
14時台	5	10	5(1)	6	9(2)	35(3)
15時台	6	8	6	14(3)	8	42(3)
16時台	4	3	4	9(1)	7	27(1)
17時台	7	4		5	9(2)	25(2)
18時台	3	2			4	9
19時台	1	2		2	2	7
20から23時台	6	4	3	3	3	19
計	57	77(1)	44(2)	68(5)	110(5)	356(13)

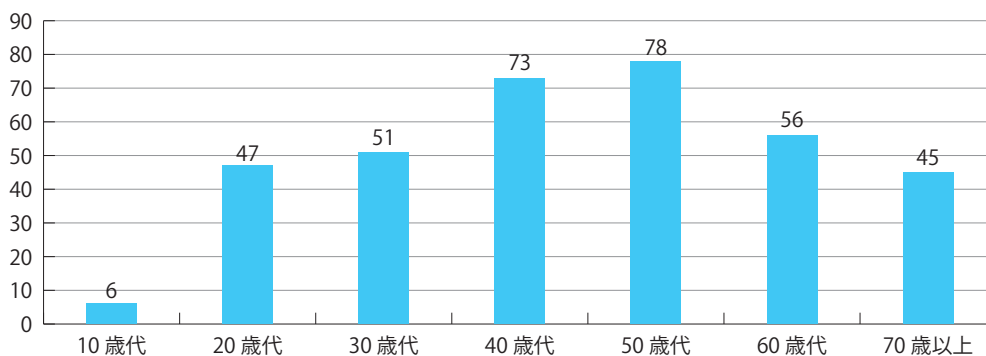
※()内の数値は死亡者数で内数である

(4) 年齢別発生状況

平成31年以降の年齢別の死傷者数をみると、全体の約5割が50歳以上となっていた。

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	計
平成31年 (令和元年)	3	4	6	15	10	11	8	57
令和2年		12	18(1)	16	19	7	5	77(1)
令和3年	1	6	3	8(1)	10(1)	10	6	44(2)
令和4年		11	11	13(2)	11(1)	12(1)	10(1)	68(5)
令和5年	2	14	13	21(1)	28(2)	16(1)	16(1)	110(5)
計	6	47	51(1)	73(4)	78(4)	56(2)	45(2)	356(13)

※()内の数値は死亡者数で内数である



東京労働局需給調整事業部が行う R6年度セミナーのご案内

東京労働局 需給調整事業部

東京労働局需給調整事業部では、労働者派遣事業や職業紹介事業に関するセミナー(集合形式やオンライン形式)を開催しています。法制度の理解を深めるためにも是非ご参加ください。

派遣元向け

派遣労働者の同一労働同一賃金オンラインセミナー 実践編(5月以降毎月開催)

派遣労働者に係る労使協定作成実務を担当している方向けのセミナーです。実例を交えながら、労使協定に定める事項の詳細や締結までの流れ、賃金の計算方法などを説明します。

Part1 労使協定に定める事項及び締結までの流れについて

Part2 協定対象派遣労働者の賃金について

※入門編は東京労働局公式チャンネル(YouTube)にて配信中です。



労使協定方式



派遣先
均等・均衡方式

派遣先向け

派遣先事業主・責任者研修会(オンライン開催)(毎月開催 ※4・6月除く)

派遣労働者の受入れにあたって、労働者派遣法のほか、労働基準法、男女雇用機会均等法、増加している外国人労働者の雇用に関して、派遣先として知っておくべき制度等について説明します。

医療・介護・保育 職業紹介事業者向け

医療・介護・保育分野における職業紹介事業の適正な運営に係る講習会

紹介事業者に関するアンケート結果の概要(職業紹介事業に関する留意事項)と「医療・介護・保育分野における適正な職業紹介事業者の認定制度」等について説明します。

開催日程等は随時東京労働局ホームページに掲載いたします！



需給調整事業部からのお知らせ

担当 東京労働局 需給調整事業部 需給調整事業第二課
〒108-8432 東京都港区海岸 3-9-45 東京労働局海岸庁舎
TEL：03-3452-1474 FAX：03-3452-5361

分からないことは、なんでも「^{はすみ}蓮美部長」に聞いてみよう！

第26回

桃樹の「労務・安全衛生 深掘り探訪記」

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

私は「^{とうき}桃樹」。東基連に入職し、4年目となりました。まだまだ勉強中の若輩者ですが、会員の皆様のために頑張ります。

さて、そんな私が、疑問に感じた事柄について、「労務・安全衛生の専門家」にして、私の上司、「^{はすみ}蓮美部長」に、その疑問をぶつけ、深く、深く、回答を探っていくコーナーです。宜しくお願い致します。



桃樹さん



蓮美部長

暑い夏が、やって来ました！ ミニ扇風機も大活躍！

桃樹さん 蓮美部長、暑いですね！ いやー、本当に暑い。7月に入り、暑さのレベルがより一層、上がって来たように感じます。今年の夏は、半端なく暑い夏になりそうですね。

蓮美部長 桃樹さん、そうね、全国各地でも猛暑日のニュースが相次いでいますね。そうそう、桃樹さんご愛用の「首掛け式ミニ扇風機」も大活躍ね。

桃樹さん はい！ このミニ扇風機、風力が「弱、中、強」の3段階に、切り替えられます。更に外出の際には首に掛け、事務所では卓上においてと2つの使い方のできる優れもの。もう、これが無ければ、外は歩けません。

蓮美部長 大事ですね。暑さを防ぐものがあれば、何でも使う！ これが熱中症予防のポイントね。

あらっ、そのミニ扇風機、色がブラックのスタイリッシュなタイプね。確か、去年は白色のを使っていたね？

桃樹さん この黒の新型は、友達から誕生日のプレゼントで頂いたものです。

蓮美部長 あらっ、友達からの贈り物！ 誰から頂いたの？ もしかして彼女ができたの？

桃樹さん プライベートですから、内緒です！（笑い）。蓮美部長、その発言、気をつけていただかないとハラスメントですよ。（注1）

蓮美部長 ごめんなさい。ごめんなさい。

そうそう、熱中症防止のお話でしたね。今年も、東京労働局の健康課がとても頑張っているとか。

桃樹さん そうです。東京労働局健康課が主唱している「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」。このキャンペーンでも、様々な熱中症予防対策が挙げられています。

先月4日に、東京労働局で開催された「職場における熱中症予防対策会議」。蓮美部長も東基連を代表して出席されたんですね。資料を見せていただきましたが、東京労働局の本気度を感じました。

（注1） 蓮美部長の発言が、「職場におけるパワハラ」の3要素」（①優越的な関係を背景とした言動」、「②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動」、「③労働者の就業関係が害される」）を全て満たし、代表的な言動6類型のうち、6番目の「個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）」に該当するとされた場合には、パワーハラスメントと判断されます。

また、蓮美部長の発言が、男女雇用機会均等法第11条第1項「性的な言動」（性的な内容の発言および性的な行動）に該当し、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、または当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されると判断された場合には、セクシャルハラスメントと判断されます。

「職場における熱中症予防対策会議」開催される！

蓮美部長 6月4日に行われた東京労働局主催の「職場における熱中症予防対策会議」ね。マスコミも、業界誌紙をはじめ取材に来ていて、報道もされました。この夏、「熱中症予防対策」は大きな社会問題になっています。

桃樹さん その「職場における熱中症予防対策会議」では、どのようなことが話し合われたのですか？

蓮美部長 この会議については、5月28日に東京労働局健康課がプレスリリースしています。その中の「開催要綱」では、次のように示されています。

桃樹さん この書面ですね。

蓮美部長 そうです。まず「趣旨目的」として、令和5年の東京労働局管内の熱中症による休業4日以上之死傷者数は110人(速報値)と、東京労働局で集計を開始した平成10年以降で過去最多であり、全国でも最も多い人数となったことが示されました。

桃樹さん わっ！ 過去最多！ 全国最多！ 熱中症による休業4日以上之死傷者数は、東京は全国で一番多いんですね！

蓮美部長 しかも、令和5年の死亡者数は5人と、令和4年と同数であると。

桃樹さん うーん、うーん、5人もの方が亡くなられているのですね。これは大変ですね。

業種別では、建設業、警備業、陸上貨物運送業が多い！

蓮美部長 この開催要綱にも示されていますが、令和5年の休業4日以上之死傷者数を業種別に見ると、建設業が24人と最も多く、警備業が23人、陸上貨物運送事業が12人と続いています。

桃樹さん この3業種で全体の5割を超えているのですね。

先日、お会いした東基連の会員の建設業の方も、「熱中症対策に、会社を挙げて全員で取り組んでいる」と話されていました。特にこの3業種の取り組みは、重要ですね。

蓮美部長 屋外で作業する機会が多い、「建設業」「警備業」「陸上貨物運送事業」の3業種に関する対策が重要であることは確かです。

桃樹さん 対策会議では、取り組み状況などの発表もあったのですか。

蓮美部長 対策会議では、建設業や警備業、ビルメンテナンス業の業界団体や、建設業、陸上貨物運送業の災害防止団体、そして東基連が出席。

それぞれの取組実績と今後の計画が発表されましたが、どの団体の方も真剣でした。

しかし、その他の業種においても、熱中症による死傷災害は発生しています。

桃樹さん 発生件数の多い3業種以外では、どのような業種で起きているのでしょうか？

蓮美部長 3業種の次に多いのは、小売業8人、製造業6人、ビルメンテナンス業5人、廃棄物処理業4人となっています。

桃樹さん 幅広い業種で発生しているのですね。この夏、どんな業種も油断できませんね。

蓮美部長 桃樹さん、その通りです。この「開催要綱」にもありますが、7月以降は梅雨明けを迎えます。

夏本番となり、暑さ指数が急激に上昇することなどから、熱中症が多く発生する時季となるので、取組の徹底が求められます。

最も多く、熱中症が発生しているのは、「7月」！

桃樹さん 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」では、7月を「重点取組期間」と位置付けていますね。どちらかと言えば、8月の方が暑いように感じますが。

蓮美部長 実は「月別発生状況」を見ると、7月が最も多いの。

桃樹さん え！ そうなんですか？

蓮美部長 令和5年の発生状況では、7月が50件、8月が40件、9月が10件です。

7月の前月の6月の発生件数は6件ですから、7月に入ると急激に発生する状況にあります。

桃樹さん うーん。7月が一番危険とも言えますね。

蓮美部長 令和3年から令和5年までの3年間の、休業4日以上の死傷者数の合計は222件ですが、そのうち7月が95件、8月が75件です。

暑熱順化がまだ進んでいない時季でもあり、この7月の取り組みが大切です。

桃樹さん なるほど！ 7月と8月の発生件数は、全体の76.6%。3年間の合計で見ても、7月が1番多いんですね。

今日から重点取組期間の7月。まさに、熱中症対策も本番ですね。

蓮美部長 その通りです。熱中症予防対策は、7月の今月が勝負の月と言えます。



「7月」に行うべきこと その1 「暑さ指数の低減効果を確認し、必要に応じ対策を追加」

桃樹さん 7月が「重点取組期間」とされていることは分かりました。

それでは、この重点取組期間の7月に行うべきことは、具体的にはどのような内容でしょうか？

蓮美部長 はい、厚生労働省が出している「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」のリーフレットに、「重点取組期間(7月)にすべきこと」として、次の6点が挙げられています。

まず、1番目は「暑さ指数の低減効果を確認し、必要に応じ対策を追加」です。

桃樹さん 準備期間の4月に行くこととして、対策がいくつか示されていました。

例えば「設備対策の検討」。これについては「暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討」とされています。

これらの対策により、暑さ指数の低減を図る訳ですが、その効果を確認するということですね。

蓮美部長 そうです。各種設備等の設置を検討していただきましたが、それが確実に実施されているのかを確認すること。そして、その内容で十分なのかを確認し、もし不足と判断された場合には、必要な対策を追加することです。

「7月」に行うべきこと その2 「暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底」

桃樹さん 2つめは「暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底」ですね。

蓮美部長 会報6月号でお話しましたが、都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の最高暑さ指数(WGBT)が「35以上」に達すると予測される場合に「熱中症特別警戒アラート」が発令されます。

蓮美部長 そう、そして暑さ指数(WGBT)が「35以上」に達し「熱中症特別警戒アラート」が発令された場合には、具体的な対応として「校長や経営者、イベント主催者等の管理者は、全ての人が熱中症対策を徹底出来ているか確認し、徹底できていない場合は、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更(リモートワークへの変更を含む)等を判断してください。」とも示されています。

桃樹さん また、「熱中症警戒アラート」は、WGBT基準値が「33以上」に達すると予測される場合に発令されます。いずれにせよ、職場でも日本産業規格(JIS)に適合した「暑さ指数(WGBT)計」により随時把握することが基本。

職場毎に状況は異なりますから、その状況に応じた「作業計画」を4月の準備期間に策定することが求められました。

蓮美部長 その作業計画には、「暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項」の策定が必要です。7月を迎えるに当たって、これらのことを再度、確認すると共に、計画に定められた暑さ指数に応じて、躊躇なく作業中止等の判断をすることが大切ですね。

桃樹さん はい。「熱中症特別警戒アラート」は、前日の午後2時頃に発表されます。

「熱中症警戒アラート」は、前日の午後5時頃及び当日の午前5時頃に。

これらの情報を確認しながら、作業の中断等を徹底することが求められているのですね。

「7月」に行うべきこと その3 「水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底」

蓮美部長 桃樹さん、7月に行うべきことの3番目は何かしら？

桃樹さん 3番目は「水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底」です。

これに関しては、「水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行させる等を考慮)」とも示されています。

蓮美部長 ここで気を付けなければならないのは、喉が渴いたから水分を取ろうでは駄目ということ。

桃樹さん えっ、そうなんですか？ 喉が渴いたから水分をとるのでは？

蓮美部長 違います。喉が渴くといった自覚症状がなくても、作業前、作業中、作業後に定期的に水分や塩分を摂取する必要があります。

桃樹さん 休憩所などに、塩分を含んだ飴や、経口補給水が置かれています。単に置いておくだけでなく、定期的に飲んだり口に含んだりすることが求められているのですね。

蓮美部長 そうです。合わせて、作業場所の近くに、冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所を設けているか確認して欲しいですね。さあ、桃樹さん、7月に行うべきことの4番目を説明してください。

「7月」に行うべきこと その4 「作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加」

桃樹さん 7月に行うべきことの4番目は「作業開始前の健康状態の確認を徹底」。そして「巡視頻度を増加」です。

蓮美部長 まず、「作業開始前の健康状態の確認」ですが、日常の健康管理として、作業開始前に「当日の朝食の摂取の有無」「睡眠不足かどうか」「前日に多量の飲酒をしたか」「体調不良かどうか」を確認します。

桃樹さん これも大切ですね。気候の良い季節でも、体調不良状態での作業は大きな疾患を引き起こす可能性がありまよね。しかも、この暑さですから、決して無理はしてはいけませんね。

蓮美部長 毎日のように、体調不良な状態で運転等の作業を行い、大きな事故を発生させたというニュースを耳にします。

過信せず、作業開始前の健康状態の点検で、体調不良状態が確認された場合には、作業から離れる決断も大切です。

桃樹さん 作業中の健康状態の確認も重要ですね。

蓮美部長 そうです。作業が開始されたら、作業状況の巡視を頻繁に行い、声掛けを積極的に。そのやり取りの中で、作業者の状態の確認を行います。

桃樹さん 「バディ」を組ませるのも大切と聞きましたが。

蓮美部長 バディ、相棒ね。2人1組となり、互いの健康状態に留意するように指導し、異常な兆候を感じたら、直ぐに対応する。とても大切な取り組みね。

そうそう、桃樹さんは、私の大切なバディよ。最近、ちょっと働きすぎかしら。健康には気を付けてね。

桃樹さん おっと！ バディ！ バディ！ 蓮美部長、光栄です、照れちゃいます！

蓮美部長 はいはい、照れてないで、5番目を説明してください。

「7月」に行うべきこと その5 「熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施」

桃樹さん 5番目は、「熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施」です。

労働者を高温多湿場所で作業させる場合には、作業の管理者と労働者に対して、あらかじめ労働衛生教育を行うことが求められています。

蓮美部長 労働衛生教育の内容は、どのようなものかしら？

桃樹さん ①「熱中症の症状」 ②「熱中症の予防方法」 ③「緊急時の救急処置」 ④「熱中症の事例」についてです。

蓮美部長 教材は、どんなものがあるのかしら？

桃樹さん 厚生労働省の運営しているポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」に掲載されている動画コンテンツがあります。

また、「職場における熱中症予防対策マニュアル」「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」など沢山あります。

蓮美部長 事業場で教育を行うのが難しい場合には、災害防止団体などが行う教育を活用する手もあるわね。

桃樹さん そうですね。ともかく、作業に従事する労働者の方に、熱中症の教育を徹底していただくことが、熱中症予防の基本だと思います。

蓮美部長 桃樹さん、いいこと言うわね。その通りです。

では、最後の6番目のポイントを教えてください。



「7月」に行うべきこと その6 「体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇なく救急隊を要請」

桃樹さん はい。6番目は「体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇なく救急隊を要請」です。

ここで、大切なことは、「躊躇なく」です。

蓮美部長 その通りです。少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送することです。

桃樹さん 症状に応じては、直ぐに119番。救急隊の要請ですね。

どんな症状が、熱中症と言えるのでしょうか？

蓮美部長 重症度が小さい順から説明するわね。

I度とされているのが「めまい・立ちくらみ」、「大量の発汗」「筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)」。

II度が「頭痛」「嘔吐」「倦怠感」「虚脱感」「集中力や判断力の低下」。

そして、重症度が「大」のIII度は、「意識障害」「ふらつき」「けいれん発作(ひきつけ)」「高体温」となります。

桃樹さん 熱中症は本当に怖い疾患ですね。

蓮美部長 熱中症とは、高温、多湿の環境下で体内の水分と塩分のバランスが崩れ、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害です。

いま、お話した症状が現れた場合には、直ぐに救急隊を要請です。

桃樹さん 分かりました。この夏、しっかりと熱中症予防に取り組みます。

蓮美部長 東京労働局・健康課が活用を促進している「Cool work TOKYO」のロゴマーク。桃樹さんの机にも貼られているけど、とても涼しそうね。

桃樹さん はい、東基連の本部事務所にも、このロゴマーク、沢山、貼りました。

「クールワーク東京」のロゴマークを先頭に、この夏、東京で熱中症の災害が起きないように頑張ります。

蓮美部長 桃樹さん、とても素敵です。この夏、熱中症防止に頑張らしましょうね。

桃樹さん はい、頑張ります。

読者の皆様、今月も「労務・安全衛生 深掘り探訪記」にお付き合いいただき、ありがとうございました。

それでは、また来月号でお目にかかりましょう。



中小企業無災害記録証授与制度

申請のご案内

災害ゼロの 明るい職場づくりをめざして



中小企業無災害記録証授与制度の活用のおすすめ

労働災害のない安全で快適な職場で働くことは、仕事に従事するすべての人々とその家族の願うところです。

しかしながら、労働災害は今なお多数発生しており、中でも中小規模事業場での災害発生率の高さが指摘され、中小企業における安全衛生水準の向上が強く望まれています。

中災防では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。この制度開始以来、経営者、従業員が一丸となって安全衛生活動を進め、無災害記録を達成した多くの事業場に無災害記録証が授与されています。

災害ゼロの安全で快適な職場づくりに向けて、是非この制度をご活用ください。

中小企業無災害記録証授与制度のあらまし

表彰の対象となる事業場は次の要件をいずれも満たしている事業場です

- 中小企業(資本の額又は出資の額の総額が1億円以下又は常時使用される労働者数が300人以下の企業)に属する事業場
- 労働者が10人以上100人未満の事業場

無災害記録とは

業務上死亡又は休業災害の発生していない状態が続いたある一定の日数の場合に無災害記録の対象となります。

なお、本制度における休業災害とは、休業1日以上をい、身体障害の対象となる不休災害を含みます。

また本制度においては、通勤災害は基本的には業務上における災害となりません。(ただし、企業・事業場の用意した交通手段(バスで移動する等)の事故に伴う災害は労働災害とし、無災害記録は継続されません。)

無災害記録日数とは

無災害記録日数は事業場の業種と労働者数によって定められています。記録は第1種から第5種までの5段階あり、記録日数は別表(次ページ)のとおりです。

無災害記録の起算は

事業場設置日又は業務上死亡若しくは休業災害等が発生した日の翌日から起算します。(ただし、労働しない日は除く。)

なお、何らかの操業が行われた日(休日・半日稼働等)も1日として数えます。

労働者数はどう算出するか

労働者数の算出は、雇用の形態にかかわらず、事業場に属しているすべての労働者について行います。無災害期間中に労働者数の増減があった場合は、期間中の毎月末現在の労働者数の平均(小数点以下切捨て)をもってその事業場の労働者数とします。

記録の申請の仕方は

申請書を作成し、各都道府県労働基準協会(連合会)を経て申請します。申請書は中災防のホームページよりダウンロードできます。

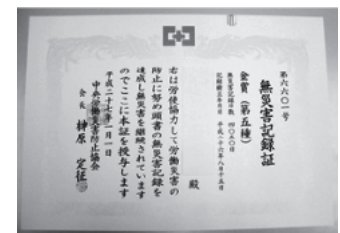
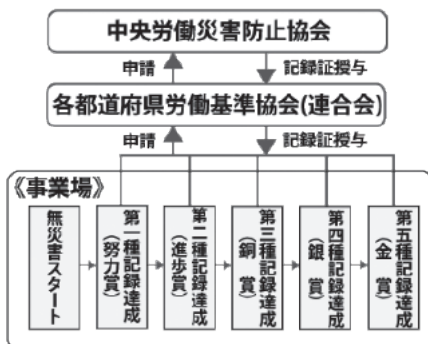
現在達成している最上位の種別の記録証について申請するものとします。

過去にさかのぼって複数の種別の申請をすることはできません(例:3種の申請の際に1種や2種も申請するなど)。

記録証の授与

申請内容が規程に合致した事業場には、中小企業無災害記録証と副賞(表彰楯)が授与されます。

中小企業無災害記録証授与制度申請のながれ



無災害記録証表彰状



努力賞 進歩賞 銅賞 銀賞 金賞

申請・お問い合わせ先

東京都内事業場 (公社)東京労働基準協会連合会 03-6380-8305

(東京都以外の事業場はそれぞれの道府県の基準協会へお問い合わせください。)

中央労働災害防止協会 教育推進部 教育・調査課 03-3452-6499

中小企業無災害記録 [検索](#)

中小企業無災害記録日数表

業種	10人～29人					30人～49人					50人～99人				
	第一種 (努力賞)	第二種 (進歩賞)	第三種 (銅賞)	第四種 (銀賞)	第五種 (金賞)	第一種 (努力賞)	第二種 (進歩賞)	第三種 (銅賞)	第四種 (銀賞)	第五種 (金賞)	第一種 (努力賞)	第二種 (進歩賞)	第三種 (銅賞)	第四種 (銀賞)	第五種 (金賞)
林業	400	800	1,200	1,800	2,700	300	600	900	1,350	2,050	200	400	600	900	1,350
土石採取業	1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400
土木建築業	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050
設備工事業	1,400	2,800	4,200	6,300	9,450	1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	750	1,500	2,250	3,400	5,100
食料品製造業	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050	450	900	1,350	2,050	3,050
たばこ製造業	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050	450	900	1,350	2,050	3,050
繊維工業	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050
衣服・その他の 繊維製品製造業	1,500	3,000	4,500	6,750	10,150	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	850	1,700	2,550	3,850	5,750
木材・木製品製 造業	650	1,300	1,950	2,950	4,400	450	900	1,350	2,050	3,050	350	700	1,050	1,600	2,400
家具・装備品製 造業	650	1,300	1,950	2,950	4,400	450	900	1,350	2,050	3,050	350	700	1,050	1,600	2,400
パルプ・紙・紙 加工品製造業	1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	750	1,500	2,250	3,400	5,100	550	1,100	1,650	2,500	3,750
出版・印刷・同 関連産業	1,250	2,500	3,750	5,650	8,450	1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	750	1,500	2,250	3,400	5,100
化学工業	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050
石油製品・石炭 製品製造業	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050
プラスチック製 品製造業	1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400
ゴム製品製造業	1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400
なめし革・同製 品・毛皮製造業	1,300	2,600	3,900	5,850	8,800	950	1,900	2,850	4,300	6,450	700	1,400	2,100	3,150	4,750
窯業・土石製品 製造業	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400	400	800	1,200	1,800	2,700
鉄鋼業	650	1,300	1,950	2,950	4,400	450	900	1,350	2,050	3,050	350	700	1,050	1,600	2,400
非鉄金属製造業	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050
金属製品製造業	950	1,900	2,850	4,300	6,450	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400
一般機械器具製 造業	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400	400	800	1,200	1,800	2,700
電気機械器具製 造業	1,400	2,800	4,200	6,300	9,450	1,050	2,100	3,150	4,750	7,100	800	1,600	2,400	3,600	5,400
輸送用機械器具 製造業	650	1,300	1,950	2,950	4,400	450	900	1,350	2,050	3,050	350	700	1,050	1,600	2,400
精密機械器具製 造業	1,400	2,800	4,200	6,300	9,450	1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	750	1,500	2,250	3,400	5,100
上記以外のその 他の製造業	1,400	2,800	4,200	6,300	9,450	1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	750	1,500	2,250	3,400	5,100
電気・ガス・熱 供給・水道業	1,500	3,000	4,500	6,750	10,150	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400
鉄道業	1,500	3,000	4,500	6,750	10,150	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400
道路旅客運送業	1,050	2,100	3,150	4,750	7,100	750	1,500	2,250	3,400	5,100	550	1,100	1,650	2,500	3,750
道路貨物運送業	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050	450	900	1,350	2,050	3,050
普通倉庫業	1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400
通信業	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050	450	900	1,350	2,050	3,050
卸売・小売業・ 飲食店業	1,500	3,000	4,500	6,750	10,150	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400
自動車整備業	950	1,900	2,850	4,300	6,450	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400
機械修理業	1,150	2,300	3,450	5,200	7,800	850	1,700	2,550	3,850	5,750	650	1,300	1,950	2,950	4,400
建物サービス業	1,300	2,600	3,900	5,850	8,800	950	1,900	2,850	4,300	6,450	700	1,400	2,100	3,150	4,750
上記以外の事業	1,500	3,000	4,500	6,750	10,150	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400

休憩室

BREAK  TIME

野鳥の餌付け



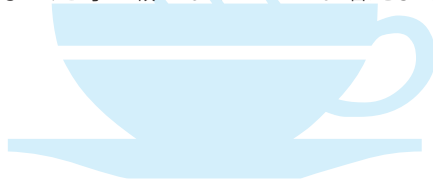
野鳥の餌が少ない冬から春にかけて、猫の額ほどの庭に野鳥(スズメ、シジュウカラ、ヒヨドリ、メジロ、ムクドリなど)がやって来ます。せっかく来てくれたので餌でもあげようと、手始めはスズメから。100均で餌台になりそうな物を購入し、木製で表面がコーティングされていないので、ニスを塗り乾かして、針金でフェンスに括り付け、餌は量販店で小鳥用のアワ玉(皮なし)を餌台に載せて完成。朝は7時から10羽程度の団体で飛来して、放し飼いの鶏の食事風景のように、我先に状態です。餌台は2段になっているが、餌にありつけるのは6羽程度、餌にあぶれたスズメは飛び散ったものを地面の葉っぱをかき分けながら餌を探す。凄いのは全部無くなるまでひたすら食べることで、無くなると何処かに飛んで行くが、数時間後にまたやって来る、餌は1日1回なので、餌がなくても飛行コースが決まっているようにやって来る。餌台だけでなく、あぶれたスズメ用に地面にも撒いてやるとスズメは学習して、初めから地面に来るものもいます。

スズメの餌やりに飽きた頃、ネットでメジロの餌付けを見つけ、早速試してみました。みか

んを半分に輪切りにして、切り口を下にヘタを上側(傘と同じように)にして、針金をヘタの近くから通して薔薇の木にぶら下げる。切り口側にはメジロが止まれるように針金で止まり木になるように取り付ける。ぶら下げる場所は、メジロは茂みから茂みへと渡り歩きながら餌探しをすること、また、ヒヨドリに邪魔されないよう、枝が茂っているところに設置。

さて、メジロはやって来るか。なんと3分もたたないでツガイのメジロが来ました。止まり木とみかんの距離が近すぎて、止まることができません。すると近くの枝につかまり逆立ち状態でみかんを食べています。まるでコウモリのようなです(写真右側)。この体勢はスズメにはできないのでメジロ専用餌です。ただヒヨドリを警戒しているのかじっくり食べるのではなく、一度食べたらすぐに周りをキョロキョロしてまた食べる。人間なら食べた気がしないでしょう。3分くらいで何処かに飛んで行き、数分後に戻って来る。これを繰り返す。長居は危険なのかもしれません。行き来を繰り返すこと半日、みかんの実は綺麗に食べ尽くされ外の皮と内側の皮のみになっています。あまりの綺麗さにメジロは器用だと感心します。みかんが皮だけになったので、皮を器のようにしてバナナを小さくちぎってみかんの中に入れてみました。なんと朝6時半には来て食べています。夕方帰宅後チェックすると何も残っていませんでした。次は何を餌にしようか思案中です。

メジロの餌付けに成功したことで、後期高齢者になった時の暇つぶしの一つが増えました。



ほぼ埼玉のKS

行政の窓から

その518

東京産業保健総合支援センターの事業について

東京産業保健総合支援センター

当センター(東京さんぽセンター)では、都内で働く労働者の健康を確保するため、事業者及び産業医等の産業保健スタッフが行う産業保健活動の支援を行っています。

また、労働者50人未満の事業場に対する産業保健活動の支援のため、労働基準監督署の管轄区域ごとに都内18か所の地域産業保健センター(地さんぽ)が設置されています。



産業保健総合支援センター(さんぽセンター)の主な業務

1 産業保健スタッフ等に対する専門的研修

産業医、保健師、看護師、衛生管理者等を対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。研修スケジュールは当センターのホームページでご確認ください。※研修参加には事前の申し込みが必要です。

2 産業保健スタッフ等からの専門的相談対応

産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等に豊富な経験を有する専門スタッフが、産業保健に関する様々な問題について、窓口、電話、メール等でご相談に応じ、解決方法を助言します。また、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も行います。

3 メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

専門スタッフ(産業カウンセラー、社労士等)が事業場に訪問し、心の健康づくり計画の作成やストレスチェック制度の導入・職場環境改善に関する実地相談、管理監督者や若年労働者を対象とするメンタルヘルス教育などを行っています。

4 治療と仕事の両立支援

専門スタッフ(産業カウンセラー、社労士、保健師等)が事業場に訪問し、両立支援制度の導入支援、患者(労働者)と企業との個別調整支援などを行っています。

5 産業保健に関する情報提供・広報啓発

ホームページ、メールマガジン、情報誌等を通じて、産業保健情報をお知らせしています。※メールマガジン登録は当センターホームページをご覧ください。

地域産業保健センター(地さんぽ)の主な業務

1 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談

健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導などを行います。

また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。

2 健康診断の結果についての医師からの意見聴取

健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、医師から意見を聴くことができます。

3 ストレスチェックに係る高ストレス者や長時間労働者に対する面接指導

ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者及び時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が疲労の蓄積状況の確認などの面接指導を行います。

4 個別訪問による産業保健指導

医師、保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。



地域産業保健センターの利用には事前の申込みが必要です。
また、利用は、1事業場あたり2回まで、労働者1人あたり2回までとします。

支援内容については、当センターまでお気軽にお問い合わせください。

TEL：03-5211-4480 URL：https://www.tokyos.johas.go.jp

東京都千代田区三番町 6-14 日本生命三番町ビル 3階

独立行政法人労働者健康安全機構 東京産業保健総合支援センター



第25回 桃樹のちよこっと用語

「緑十字」

「緑十字(りよくじゅうじ、みどりじゅうじ)」は、安全、衛生の象徴として、日本において用いられている十字のマーク。

「緑十字マーク」「労働衛生マーク」「安全衛生マーク」がある。

「緑十字マーク」(安全旗)は白地に緑色の十字を置いたもの。「労働衛生マーク」(労働衛生旗)は緑地に白色の十字を置いたもの。「安全衛生マーク」(安全衛生旗)は「労働衛生マーク」の緑地に白十字の中に、緑十字を置いたもの。なお、「安全衛生マーク」の著作権は中央労働災害防止協会に帰属している。

緑十字は、大正8年に東京市及びその周辺の隣接町村で行われた最初の安全週間の際、シンボルマークとして、蒲生俊文が考案し採用されたものが始まり。十字は西洋では仁愛を意味し、東洋では福德の集まるところを意味すると。

なお、現在に続く全国安全週間は、第1回が昭和3年に内務省主催により全国で統一して行われた。

クリーニング工場内で 熱中症にかかり死亡

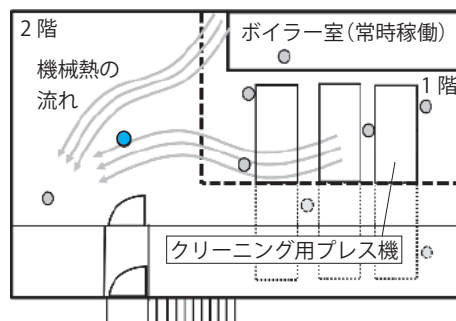
業種 クリーニング業

職種 仕分け担当

災害発生状況

クリーニング工場2階において、被災者がシーツの仕分け作業を午前8時30分頃から行っていた。終業直前の午後5時頃、被災者は意識を失って倒れた。被災者は病院搬送されたが、約3時間後に熱中症により死亡した。

- 作業場には麦茶2本及び水筒に水1リットルがあったが、十分な塩分を補給できる物を備えていなかった。
- 2階には12基の換気扇が設置されていたが全ての換気扇が連動して動くものであり、災害当日はそのうちの1基が故障していたため、全ての換気扇が停止していた。
- 1階にはボイラー室があり、ボイラーで蒸気を発生させその蒸気を利用して、洗濯後のシーツの乾燥とプレス(しわ取り)に利用していた。工場内は2階が吹き抜けになっており、1階のボイラー及びプレス機械からの排熱が2階へ蓄積される構造となっていた。
- 被災当日の室内温度：41.9℃、湿度：56.0%であったが、WBGT値を計測していなかった。
- 最後の休憩から180分以上経過していた。
- 労働者に対して熱中症予防に係る労働衛生教育を行っていなかった。



2階平面図 ●被災者 ○その他の労働者

※災害発生状況及び図は、実際の災害事例を参考に一部改変を加えているものであり、特定の災害の状況を正確に表しているものではありません。

災害発生原因

- 熱中症予防対策が必要な作業場であったにもかかわらず、換気扇の修繕、ファン付き作業服やスポットクーラーの導入等、熱中症のリスクを低減する措置をしていなかったこと。
- 被災者がいた作業場に十分な塩分の補給ができる物を用意していなかったこと。
- 熱中症のリスクが高まる作業及び時間帯を考慮した休憩をとらせなかったこと。
- 関係労働者に対して熱中症予防に係る労働衛生教育を行っていなかったこと。

災害防止対策

- 設備の修繕、作業環境の改善等の措置を講じること。
- 自覚症状の有無にかかわらず十分な水分及び塩分を補給できるように、作業場に水分及び塩分補給用の錠剤等を備え付けること。
- WBGT値を測定し、熱中症発症のリスクが高まる作業及び時間帯を考慮した作業時間及び休憩時間の設定を行うこと。
- 関係労働者に対して熱中症の症状、熱中症の予防方法、緊急時の応急措置及び熱中症の事例について教育を行うこと。

令和 5 年 死亡災害発生状況 (対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在 46 人

前年同期 55 人

●令和 5 年 死亡災害発生状況(確定値)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	2	2	0
建設業	17	26	-9
土木工事業	3	4	-1
建築工事業	11	14	-3
木造家屋建築工事業	0	2	-2
その他の建設業	3	8	-5
陸上貨物運送事業 ^(注3)	2	4	-2
ハイヤー・タクシー業	2	0	2
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	1	0	1
商業	7	4	3
小売業	2	1	1
保健衛生業	1	0	1
社会福祉施設	1	0	1
接客娯楽業	0	1	-1
飲食店	0	1	-1
清掃と畜業	4	5	-1
ビルメン業	1	3	-2
その他の三次産業	9	10	-1
金融業	0	0	0
警備業	7	5	2
その他(一次産業) ^(注4)	1	3	-2
全産業合計	46	55	-9

(注1)左段は令和5年確定値、中段は前年確定値。
 (注2)新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。
 (注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
 (注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

●令和 5 年 死傷災害発生状況(確定値)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	705	613	15.0
建設業	1,099	1,088	1.0
土木工事業	189	176	7.4
建築工事業	698	669	4.3
木造家屋建築工事業	48	46	4.3
その他の建設業	212	243	-12.8
陸上貨物運送事業 ^(注3)	1,098	1,077	1.9
ハイヤー・タクシー業	427	447	-4.5
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	403	309	30.4
商業	2,014	2,105	-4.3
小売業	1,468	1,569	-6.4
保健衛生業	1,722	1,456	18.3
社会福祉施設	1,331	1,144	16.3
接客娯楽業	1,096	976	12.3
飲食店	850	756	12.4
清掃と畜業	972	966	0.6
ビルメン業	639	626	2.1
その他の三次産業	1,778	1,698	4.7
金融業	106	111	-4.5
警備業	369	354	4.2
その他(一次産業) ^(注4)	80	67	19.4
全産業合計	11,394	10,802	5.5

(注1)左段は令和5年確定値、中段は前年確定値。
 (注2)データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上(※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く)の災害。
 (注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
 (注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

令和6年死亡災害発生状況(対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在

4人

前年同期

7人

●令和6年死亡災害発生状況(5月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	0	1	-1
建設業	1	2	-1
土木工事業	0	0	0
建築工事業	0	2	-2
木造家屋建築工事業	0	0	0
その他の建設業	1	0	1
陸上貨物運送事業 ^(注3)	1	2	-1
ハイヤー・タクシー業	0	1	-1
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	0	0	0
商業	0	1	-1
小売業	0	0	0
保健衛生業	1	0	1
社会福祉施設	1	0	1
接客娯楽業	0	0	0
飲食店	0	0	0
清掃と畜業	0	0	0
ビルメン業	0	0	0
その他の三次産業	0	0	0
金融業	0	0	0
警備業	0	0	0
その他(一次産業) ^(注4)	1	0	1
全産業合計	4	7	-3

(注1)左段は本年5月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
(注2)新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。
(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
(注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

●令和6年死傷災害発生状況(5月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	173	209	-17.2
建設業	299	321	-6.9
土木工事業	43	61	-29.5
建築工事業	207	206	0.5
木造家屋建築工事業	13	16	-18.8
その他の建設業	49	54	-9.3
陸上貨物運送事業 ^(注3)	374	361	3.6
ハイヤー・タクシー業	125	141	-11.3
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	160	128	25
商業	631	627	0.6
小売業	471	449	4.9
保健衛生業	412	434	-5.1
社会福祉施設	323	352	-8.2
接客娯楽業	340	318	6.9
飲食店	266	233	14.2
清掃と畜業	332	279	19
ビルメン業	230	179	28.5
その他の三次産業	582	486	19.8
金融業	24	28	-14.3
警備業	108	103	4.9
その他(一次産業) ^(注4)	28	23	21.7
全産業合計	3,456	3,327	3.9

(注1)左段は本年5月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
(注2)データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上(※
新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く)の災害。
(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
(注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

講習会名	申込受付	科目	7月	8月	9月	10月
受験準備	衛生管理者(第1種)	センター	学科 4日	16(火)~19(金)		
		中央支部	学科 3日	9(火)~11(木)		4(水)~6(金)
	衛生管理者(第2種)	センター	学科 3日	16(火)~18(木)		
		中央支部	学科 2日	9(火)~10(水)		4(水)~5(木)
	衛生(特例)	センター	学科 2日	18(木)~19(金)		
		中央支部	学科 1日	11(木)		6(金)
衛生管理者	たま研修センタ	学科 2日	25(木)~26(金)			
X線	センター	学科 2日				28(月)~29(火)

- 申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなりますので、事前に申込状況をご確認ください。講習会に関する詳細は東基連・各支部のホームページ又は講習案内をご覧ください。
- 申込受付「たま研修センター」は、多摩各支部にお申し込みください。
- 「センター」の講習会場は、東京労働基準協会連合会 安全衛生研修センターの本館又は別館(江戸川区)です。
- 「中央支部」及び「中央・足立荒川」の講習会場は、全て中労基協ビル4階ホールです。
- 上野・王子・足立荒川支部共催による講習は次のとおり。
 - 雇入れ時安全衛生教育は、中労基協ビル4階ホールでのリアル開催と同時に Zoom による配信。
 - 石綿作業主任者は王子工業会館が会場です。
 - 熱中症予防教育セミナーは上野区民館が会場となります。
 - その他の講習会は城東職業能力開発センターが会場です。
- 亀戸・江戸川支部共催会場は、「亀戸」が亀戸文化センター、「船堀」がタワーホール船堀の各会場です。
- たま研修センター(八王子支部・立川支部・青梅支部・三鷹支部)の無記載講習会場は、たま研修センター(立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階)です。
- たま研修センターの講習について、「日野日野」は日野自動車日野工場、「日野羽村」は日野自動車羽村工場です。
- 安全衛生研修センターで行う玉掛け、小型移動式クレーン、床上操作式クレーン、高所作業車(10m以上)、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習及び低圧電気特別教育の実技は、当連合会が指定した日に受講していただけます。
- 高圧・特別高圧電気、テールゲートリフター特別教育の実技は、原則各事業場で実施していただけます。
- 建築物石綿含有建材調査者講習は、東基連ホームページの「建築物石綿含有建材調査者講習のご案内・お申込み」をご覧ください。

■ 会報「東基連」に関するご意見・ご要望等を kaiho-iken@toukiren.or.jp までお寄せください。 ■

■ 編集後記 ■

6月の全国安全週間準備期間では、多くの企業・団体が安全に関する催しを開催した。ある建設会社の安全大会での来賓の挨拶。その来賓は冒頭で、信号の無い十字路に、毎月決まった日に花束と缶ジュースが添えられること。そして、かなりの年月が経つが、花は絶えることなく毎月添えられていること。恐らく交通事故の被害者のご遺族か親しかった友人の方々が、いつまでも故人を偲んで置かれるのであろうと。

そして、建設現場においてはそのようなことは出来ないが、せめてこうした大会の日に、災害に遭われた方々に対して「私たちは皆さんの残してくれた教訓を忘れません。それを守り日々安全に取り組んでいます」と報告することもまた、安全大会の一つの意義であろうと語った。

労働安全衛生の傍らに立つ者の一人として、多くの労働災害の調査に立ち会ってきた。その全てを鮮明に記憶している。17歳の労働者が機械に激突され亡くなった。災害調査を進める現場に、被災者の母が現れ、花束を握りしめながら、いつまでも立ち尽くしていた。こんなことはあってはならないと強く思った。

本号の発行日である7月1日は、全国安全週間の初日でもある。この日を「安全の元日」と呼ぶ人もいる。これから始まる1年間の「無事故・無災害」を祈るスタートの日。「我が職場では災害は絶対に起こさないと、皆で決意を固める日でもあろう。

7月1日がスタートの日ならば、ゴールは1年後の今日。次に迎える7月1日に、職場の全員で「無事故・無災害」のゴールテープを切るとの決意を、日々新たに作る365日でありたい。

(小太郎)

講習会名	申込受付	科目	7月	8月	9月	10月	
登録講習会	安全衛生推進者	センター	学科 2日	8(月)~9(火)	29(木)~30(金)	19(木)~20(金)	28(月)~29(火)
		中央・足立荒川	学科 2日	4(木)~5(金)		12(木)~13(金)	
		たま研修センタ	学科 2日				
	衛生推進者	センター	学科 1日	24(水)	5(月)	5(木)	7(月)
		中央・足立荒川	学科 1日	3(水)		27(金)	
		たま研修センタ	学科 1日	29(月)	22(木)		
	安全管理者選任時研修	センター	学科 2日	3(水)~4(木)	28(水)~29(木)	4(水)~5(木)	3(木)~4(金)
		中央・足立荒川	学科 2日	29(月)~30(火)		9(月)~10(火)	
		たま研修センタ	学科 2日				7(月)~8(火)
特別教育	自由研削砥石	センター	学科・実技 1日	29(月)	21(水)	30(月)	
	動力プレス機械金型調整等	たま研修センタ (日野羽村)	学科 1日				27(日)
	アーク溶接	センター	学科 2日	22(月)~23(火)	28(水)~29(木)	24(火)~25(水)	29(火)~30(水)
			実技 1日	24(水)	30(金)	26(木)	31(木)
	高圧・特別高圧	センター	学科 2日	25(木)~26(金)	26(月)~27(火)	24(火)~25(水)	15(火)~16(水)
	低圧電気	センター	学科 1日	8(月)	5(月)	9(月)	7(月)
			実技 1日	9(火)/10(水)/11(木)	6(火)/7(水)/8(木)	10(火)/11(水)/12(木)	8(火)/9(水)/10(木)
	高所作業車(10m未満)	センター	学科・実技 1日		19(月)		28(月)
	第2種酸素欠乏	中央支部	学科 1日				
	粉じん	センター	学科 1日	24(水)		27(金)	
	テールゲートリフター	センター	学科 1日	5(金)		6(金)	
		中央支部	学科 1日			25(水)	
		たま研修センタ	学科 1日				
	ダイオキシン	センター	学科 1日		28(水)		21(月)
	フルハーネス	たま研修センタ	学科・実技 1日			18(水)	
化学物質管理者講習(準・1日)	センター	学科 1日	5(金)				
	中央支部	学科 1日		26(月)			
	たま研修センタ	学科 1日	23(火)		20(金)		
化学物質管理者講習(専門的)	センター	学科 2日					
	中央支部	学科 2日					
	たま研修センタ	学科 2日					
保護具着用管理責任者	センター	学科 1日	18(木)	21(水)	30(月)	25(金)	
	中央支部	学科 1日					
	たま研修センタ	学科 1日	19(金)		25(水)	28(月)	
総括安全衛生管理者	中央・足立荒川	学科 1日				18(金)	
衛生管理者能力向上	センター	学科 2日				30(水)~31(木)	
その他	雇入れ時安全衛生教育	中央支部	学科 半日				
		たま研修センタ	学科 半日				
		上野・王子・足立荒川	学科 半日				
		亀戸・江戸川	学科 1日				
職長教育	センター	学科 2日	1(月)~2(火)	1(木)~2(金)	9(月)~10(火)	1(火)~2(水)	
職長・安全衛生責任者	たま研修センタ	学科 2日				21(月)~22(火)	
携帯用丸のご盤	センター	学科・実技 1日	4(木)		5(木)		
KYT	センター	学科 1日	8(月)	6(火)	9(月)	4(金)	
	上野・王子・足立荒川	学科 1日					
	亀戸・江戸川	学科 半日					
熱中症予防管理者研修	中央支部	学科 半日					
熱中症予防教育セミナー	上野・王子・足立荒川	学科 半日	5(金)				

法定講習会等開催予定(2024年7月～10月)

東基連では、安全衛生研修センターのほか、各支部において講習会を開催しております。各講習の詳細は、各開催回の案内(リーフレットまたはホームページ(本部・各支部))をご覧ください。お問い合わせ・お申し込みは下表の「申込受付」あてお願いいたします。開催会場の略称等につきましては下表欄外(26ページ)をご覧ください。(2024年6月18日現在)

講習会名	申込受付	科目	7月	8月	9月	10月
石綿建材調査者(一般)	センター	学科 2日	16(火)～17(水)		17(火)～18(水)	
		試験 1日	29(月)		30(月)	
石綿建材調査者(一戸建て等)	センター	学科 1日	19(金)			
		試験 1日	29(月)			
床上操作式クレーン	センター	学科 2日		5(月)～6(火)		7(月)～8(火)
		実技 1日		7(水)／8(木)／9(金)		9(水)／10(木)／11(金)
小型移動式クレーン	センター	学科 2日	8(月)～9(火)		9(月)～10(火)	
		実技 1日	10(水)／11(木)／12(金)		11(水)／12(木)／13(金)	
ガス溶接	センター	学科 1日	18(木)	26(月)	19(木)	24(木)
		実技 1日	19(金)	27(火)	20(金)	25(金)
フォークリフト(11時間)	センター	学科 1日			2(月)	
		実技 1日			6(金)	
フォークリフト(31時間)	センター	学科 1日	1(月) 30(火)		2(月)	1(火) 28(月)
		実技 平日 2(火)～4(木) 31(水)～8(2金)			3(火)～5(木)	2(水)～4(金) 29(火)～31(木)
	たま研修センタ	学科 1日	4(木)	29(木)		
		実技(日野羽村) 3日	7(日)14(日)21(日)	9/1(日)8(日)15(日)		
高所作業車(10m以上)	センター	学科 1日	16(火)		13(金)	
		実技 1日	17(水)／18(木)／19(金)		17(火)／18(水)／19(木)	
玉掛け	センター	学科 2日	22(月)～23(火)	22(木)～23(金)	19(木)～20(金)	21(月)～22(火)
		実技 1日	24(水)／25(木)／26(金)	26(月)／27(火)／28(水)	24(火)／25(水)／26(木)	23(水)／24(木)／25(金)
玉掛け技能+クレーン特別教育学科	たま研修センタ	学科 2日				15(火)～16(水)
		実技(日野羽村) 1日				20(日)／27(日)
	たま研修センタ	学科 2日				17(木)～18(金)
		実技(日野日野) 1日				20(日)／27(日)
クレーン(希望者)	たま研修センタ	実技(日野日野) 1日				
木工機械	センター	学科 2日				28(月)～29(火)
プレス機械	センター	学科 2日			17(火)～18(水)	
乾燥設備	センター	学科 2日	30(火)～31(水)			21(月)～22(火)
はい作業	センター	学科 2日		19(月)～20(火)		23(水)～24(木)
特化・四アルキル鉛	センター	学科 2日	1(月)～2(火) 25(木)～26(金)	1(木)～2(金)	2(月)～3(火)	3(木)～4(金)
		中央支部 学科 2日		8(木)～9(金)	19(木)～20(金)	10(木)～11(金)
		たま研修センタ 学科 2日	11(木)～12(金)		11(水)～12(木)	
鉛	センター	学科 2日	1(月)～2(火)			30(水)～31(木)
酸素欠乏・硫化水素	センター	学科 2日	9(火)～10(水)	6(火)～7(水)	10(火)～11(水)	8(火)～9(水)
		実技 1日	11(木)／12(金)	8(木)／9(金)	12(木)／13(金)	10(木)／11(金)
	中央支部	学科 2日		28(水)～29(木)		
		実技 1日		30(金)		
	たま研修センタ	学科 2日			3(火)～4(水)	
実技 1日				5(木)／6(金)		
有機溶剤	センター	学科 2日	3(水)～4(木) 22(月)～23(火)	21(水)～22(木)	4(水)～5(木)	1(火)～2(水)
				28(水)～29(木)	24(火)～25(水)	15(火)～16(水)
たま研修センタ	センター	学科 2日		5(月)～6(火)		3(木)～4(金)
石綿	センター	学科 2日	3(水)～4(木)	1(木)～2(金)	2(月)～3(火)	1(火)～2(水)
			30(火)～31(水)	26(月)～27(火)	26(木)～27(金)	17(木)～18(金)
	中央支部 学科 2日	19(金)～20(土)	20(火)～21(水)		3(木)～4(金)	
	たま研修センタ 学科 2日				10(木)～11(金)	
上野・王子・足立荒川	センター	学科 2日				
金属アーク(限定)	センター	学科 1日		27(火)		18(金)

技能講習